

NAFTA の〈神話〉とメキシコ経済の現実 (1994-2003年)

吾 郷 健 二

目 次
I はじめにー問題設定ー
II メキシコモデル
III NAFTA の〈神話〉と現実
補論 1
補論 2
IV 結 び

I はじめにー問題設定ー

『グローバリゼーションと発展途上国』問題群に占めるメキシコの位置を検討する本稿の意義は、次の2点に集約されると思う。

一つは、南における新自由主義グローバル化政策の有効性を検討するために、その最も突出した1側面をなす「先進国との地域自由貿易協定」の発展途上国へのインパクトを具体的にメキシコに即して検証することである。

メキシコは、ある意味で南における新自由主義改革のトップランナーであった。新自由主義改革の実践としては、先駆的には70年代の軍部政権のチリがあり、また国内政策面で最も徹底したものとしては90年代のアルゼンチンがあるけれども、世界経済的な影響力としては、チリの実践の影響力は小さく、アルゼンチンの例は時間的にはメキシコの後であり、その意味でメキシコが南における新自由主義改革のトップランナーであったと言えるのである。80年代後半

からサリーナス改革によって、国内経済の国家主導型輸入代替工業化から新自由主義グローバル経済への統合へと、戦後以降の一貫した開発戦略（それは戦後に確立された新正統派の基本戦略であった）の根本的転換をなしとげ、南における新自由主義グローバル化政策の主導的モデルとなったのである（吾郷2003第4章参照）。

そしてメキシコの新自由主義改革（「ケインズ反革命」）の特徴は、この「先進国との地域自由貿易協定」＝ナフタ＝NAFTA（北米自由貿易協定、1994年1月1日発足）が「改革」＝「反革命」の頂点にきて、かつそれをロックインするものであったということである。

つまり、メキシコの場合、「反革命」は単なる自由化＝開放経済を越えて、NAFTA（北米自由貿易協定）という形での二国間（正確には三国間）（地域）自由貿易協定の形態を取り、それは、その後の同様の地域自由貿易協定の先駆となったということである。言い換えれば、メキシコにとってはアメリカ資本を誘致し、アメリカ市場にアクセスするというのがその目的であったにせよ、同様に、アメリカにとってはカナダとメキシコの市場を支配するというのがその目的であったにせよ、それらの直接的目的を越えて、ナフタは当事者の意図をこえるはるかに大きな世界経済的意味合いを持ったのである。内容的にも、協定第11章に示されるような外国投資保護規定を含んで、ナフタは、GATTよりはるかに強力なWTO協定をさらに上回る強力な協定となった。その意味で、ナフタは、〈資本の専制〉の頂点を体現していると言ってよい。ナフタの後、資本にとって、ナフタを上回るものは現れていない事実はこれを証明していると言えよう。すなわち、人間の生命や健康、自然環境、基本的人権、社会権などよりも、「企業の利潤」が最優先され、最重要視される「資本の専制」が、90年代後半に（つまりナフタ以降に）市民社会などから厳しく批判されるようになり、WTOも、各種自由貿易協定も、それ以後、ナフタのような高いレベルでの「資本の専制」を体現するものとはなっていないのである。それはともかく、メキシコにとっては、ナフタは、新自由主義改革の頂点であり、完成であった。

したがって、ナフタの下でのメキシコの十年を検証することは、南における

新自由主義グローバル化政策の有効性の検証に大きな意味を持つ。

もう一つの意義は、上記にのべたことと密接に関連している。アメリカは、2003年9月のカンクンでのWTO第5回閣僚会議の挫折直後、マルチラテラル（多国間）自由貿易ラウンドを諦め、二国間（バイラテラル）ないし地域（リージョナル）自由貿易協定へとその自由貿易推進戦略を方針転換したが¹⁾、アメリカのマルチラテラル（多国間）自由貿易交渉への失望はすでに早く（80年代末から90年代初頭に）、GATT（とWTOへの移行）交渉の中で、現れており、そのことが明白な形をとったものがナフタであった、ということである。

サービス貿易、知的所有権、投資といった新分野や農業分野などでのGATTの限界に対するアメリカの不満は明らかであり、したがって、まさに、これらの分野で、ナフタはWTOを革命的なまでに、大幅に先取りするものであった（Low 1993; Weintraub 1997: 204）。これらの点でも、ナフタの十年の検証は、シンガポール事項と称されるこれら新分野および農業分野でのWTOの仮想的将来を垣間見るのに最適であると言えよう²⁾。

以上のような問題意識を秘めた本稿での検討の結論は、IVの結びで簡潔に要約しておいた。

最後に、念のため、最初に以下の点を付記しておきたい。メキシコの国内政策は、ナフタ政策と密接に関連している。新自由主義政策としての本質的性格からして、両者は首尾一貫しており、切り離せない。したがって、「科学的に厳密に」経済パフォーマンスのどれだけがナフタ効果によるもので、どれだけが国内政策によるものかを分離して析出することなど不可能である。本稿では、ナフタの下で、ナフタ政策と、それと密接に関連し整合する国内政策との

1) カンクン会議の直後、アメリカは、カンクンで大きな力を発揮した発展途上国のG-20（ブラジル、インド、中国、南アフリカをリーダーとする主要発展途上国グループ）の団結の破壊と個別自由貿易協定の締結の「二重戦略」を採用したが、2004年春までには、再度、WTOの再活性化へと方針を転換した。その際の戦略は、G-20のリーダー国、とりわけ、ブラジルとインドの抱き込みであった。このアメリカの戦略の成功を表わすのが2004年7月の一般理事会での「枠組み」合意である。Bello and Kwa (2004) 参照。

2) WTO 7月「枠組み」合意の内容を見れば（シンガポール事項では、貿易円滑化だけを交渉の軌道に載せ、投資、競争政策、政府調達交渉は交渉からはずしている）、いかに、ナフタが突出しているかがよくわかる。

両者によって、どのような経済的結果がもたらされているかをもって、ナフタ政策の帰結としている。ナフタ推進派は、ナフタによって、メキシコ経済に様々な好結果が期待されるとしているのであるから、このような手法をとっても、不都合なことは何もないからである。とは言うものの、ナフタ協定（およびそれに規定された条項）の影響をできる限り、析出するように心掛けた。

なお、本稿での統計数値は、大部分、INEGI, Banco de Mexico, SHCP, Secretaria de Economia, ECLAC などから取られており、www.shcp.gob.mx, www.economia.gob.mx, www.stps.gob.mx, www.inegi.gob.mx, www.banxico.org.mx, www.eclac.cl などに拠っている。いちいちの注記はしていないが、資料の出所と年代によって、必ずしも整合性がないケースもまま見られる。

II メキシコモデル

はじめに、メキシコの新自由主義モデルの本質的性格を明らかにしておこう。

メキシコの新自由主義モデルの本質は、それが輸出志向工業化モデルであることである。開発戦略のこの「新思考」では、これまでの国内市場ではなく、輸出の成長が経済の成長と発展に繋がると考え、そのエンジンは民間製造業部門であるとする。国際競争力が特に重視され、外資の誘致が最優先される。政府の役割は、マクロ経済の安定（つまり反インフレ）を実現することに限定される（Dussel Peters 2003）。

そして輸出のカギを握るのが、ナフタによるアメリカ市場との結合であり、マキラと外資である。そのための（資本の活動の自由を最大限に保証する）労働市場を含めた国内経済の全面的再編である。

その論理は、具体的には、以下のようなものである。

1. マクロ安定は、ミクロと各産業部門の成長と発展を誘発する。セクターズペシフィックな開発政策はすべて廃棄し、セクターニュートラルにする。こうして直接・間接の補助金に当てられていた資金からの大きな貯蓄が期待できるといふ。
2. したがって、政府の最優先課題は、マクロ安定である。88年から始めて、

インフレと財政赤字の管理と外国投資の誘致が主要なマクロ経済の優先課題となり、中央銀行の引き締めの金融・信用政策がそれを支援することになる。（石油収入と外国融資はさほど期待できなかった。）

3. 為替レート（名目／実質）はインフレ管理の結果である（反インフレーションカーとしての実質レート）。インフレ管理が最優先課題であるから、政府は、為替切り下げはやらない。
4. 80年代なかば以降の銀行再民営化と国有企業の大々的な民営化に支持されて、輸出を通じて民間部門が経済を主導する。85年以降の全面的な輸入自由化が（安価な輸入品におされて国内市場を失っていた）民間製造業を支持して輸出に向かわせると想定された。
5. 政府に友好的な労働組合だけが、民間企業や政府との交渉対象と看做された。その他の排除や自立労組への厳しい弾圧がバクト（1987年12月に発表された政・労・使三者の物価安定のための経済連帯協定、経済引き締めと所得政策と貿易自由化・民営化の三本柱からなる）の枠内での全国的な賃金交渉を可能とさせた。
6. 補助金、公共サービス、信用の全面カット（頂点は99年初頭のトルティージャなど基礎消費材への補助金廃止）は、以上のプロセスの反映であったが、99年のGDP比20%にも及ぶ巨額の銀行救済は、この例外であった。
7. 産業政策は88年以降ほとんど存在しないことになった。ただし、94年テキラ危機の後、積極的な政府政策で生産連関を生み出し、工業を国内に再立地させることで雇用を生み出し、経済危機に対処しようとする政策が一時的に取られたが、一定の経済回復が見られるようになった96年以降は元の自由放任政策に復帰している。

以上がメキシコモデルと呼ばれているものの内実である。

III NAFTA の〈神話〉と現実

以上のように、新開発戦略において中心的な位置を占めることになったナフタは、輸出の伸びを通じて、経済を成長させ、開かれた経済への効率的な外国

投資の流入がメキシコ工業の発展と投資率を高め、生産性を上昇させ、ひいては、雇用機会と賃金の上昇をもたらし、国民の福祉を改善させ、貧困を削減させ、また外資の優れた技術が破壊された環境の改善と保全をもたらすと、その提唱者達によって、主張され、推進され、約束され、そして期待された。

筆者は、今日、これらはほとんど〈神話〉に近いものであったと見ている。以下で、メキシコ経済の10年の現実に照らして、この期待あるいは予測がどう達成されたのか、あるいは達成されなかったのかを見てみよう。

神話1. 経済成長率:「ナフタはメキシコの輸出を通じる経済成長戦略に貢献した。」

94年以来メキシコの経済成長率は停滞している (第1表参照)。

94-2003年の一人当りGDP成長率(年平均)は、わずか1%, 1930年代の大恐慌期より低く、戦後(45-80年)の3.4%にはるかに及ばない。1983年以降の広い意味でのネオリベラリズム政策の実施の期間(1983-2003年)をとってみれば、なんとわずか、0.03%に過ぎず、まさしく「失われた20年」と言える。つまり、ネオリベラリズムの輸出を通じる経済成長戦略は実績において失敗したのである。

輸出は確かに、ナフタ推進派が主張したように、驚異的な増加(88-95年に4倍, 93-2002年に3倍)を見せたにもかかわらず、経済は成長しなかった。それは、輸出が国内経済部門と連関せず(非接合)、国内経済の他部門にダイナミックな生産連関をつくり出さず、あるいは持たなかったからである。後述するように、輸出は国内経済と連関していなかったのである。

以下で述べることを先取りすれば、メキシコ経済は内的に有機的な構造を持った国民経済としての性格を失い、完全に、世界経済における一つの地理(多国籍企業がグローバルに活動し、世界戦略を展開するための単なる手段の場)を提供するにすぎないものとなった。これがナフタのもたらした最も端的な結果である。有機的な国民経済としてのメキシコ経済を解体するという意味では、ネオリベラリズムのナフタ戦略は大成功を収めたと言いうる。

神話2. 輸出成長率:「ナフタによって、輸出が伸び、対米貿易は大幅な黒字になった。」

この神話は、輸出増加の原因はともかく、輸出増加の事実そのものとしては正しい。メキシコは、ラテンアメリカで最大の輸出額を誇る国になったし、世界的に見ても輸出大国である。そしてそれは、ナフタのお陰とされている。ナフタ推進派は、このことを論拠に、強力に米州自由貿易協定(FTAA)締結を推進している。

しかし、対米貿易ではなく、メキシコの貿易収支ないし経常収支自体を問題にすると、全く異なる様相が浮かび上がってくる。また、輸出の担い手や品目構成などをやや子細に見れば、バラ色の賛辞の陰に隠されていたコインの裏やマイナス面も露になる。しかし、急がないことにしよう。

輸出成長はそれ自体が目的ではなく、輸出の成長を通じて、経済を成長させ、雇用をつくり出し、持続的發展を生み出すための手段であることを忘れてはならない。雇用と持続可能性については後述するが、輸出の成長を通じる経済成長というナフタ戦略が根幹において失敗したことは先に述べた。問題はなぜ、そのような事態が生み出されたのか、ということである。

まず、対米貿易黒字の中身を検討してみよう。

対米黒字は、石油と自動車とマキラの輸出による(メキシコの総輸出はおおまかに半分はマキラ、4分の1が自動車、1割が石油である)。ところが石油とマキラは共に、ナフタとは直接には全く無関係である。つまり、ナフタがなくても結果はほとんど同じなのである。石油輸出は、ナフタ以前(88-93年)137万バレル(日量平均)で、ナフタ以降(94-2002年)147万バレル(日量平均)と、ほとんど変わっていない。またマキラ輸出は、ナフタ以降確かに増加したが、それはナフタの成果ではない。マキラ制度下でのアメリカへの輸出のインセンティブは、ナフタ締結によって、むしろ、メキシコの国内経済全体へと拡大されたのであるから、マキラにとっては、ナフタは、制度的にはむしろ、ディスインセンティブである。

対米黒字の第3の要因は、米企業の企業内貿易である。これについての統計データはない(ウェイトローブは92年時点でメキシコからアメリカへの工業

品輸出の4割は企業内貿易であるとしている) (Weintraub 1997: 206) が、とりわけ、米自動車メーカー (ビッグスリー) は、メキシコで輸出用 (大半はアメリカ向け) に組み立て工場を持ち、各々メキシコで第2位、3位、5位の輸出企業になっている (第1位は石油のペメックス、第6位はエレクトロニクスのヒューレット・パッカード)。こうして、自動車部門は、最もダイナミックとされ、一部の論者 (Calderon, Shaiken, Carillo など) によって技術基盤が評価され、フレキシブルプロダクションなどの新機軸がもてはやされているにもかかわらず、メキシコの最も中心的な工業部門として、外資が技術を囲い込み、ジェレフィ (Gereffi 2003) らのいう「生産者主導型商品連鎖」(a producer-driven commodity chain) に支配され、外需 (アメリカへの輸出) 依存の飛び地経済となっているのである (Cypher 2001)³⁾。

結局、対米貿易黒字とは、メキシコの安価な賃金と豊かな天然資源に負っている。輸出品目は、少数の工業品 (電気・電子、繊維・縫製、自動車・同部品など) と天然資源に限られ、石油を除く輸出の約3分の2は、多国籍企業に支配されている。しかも、すぐ後述するように、メキシコのナショナルコンテンツはわずかである。輸出構造は、確かにかつての一次産品輸出依存や石油依存 (1981年の72.5%から2002年の9%へ) から工業製品輸出へと高度化はされたが、その内実たるや、輸出の担い手も、中身も、非メキシコ的なのである。「中身」について述べるなら、メキシコの対米貿易は、工業製品貿易に関する限り、赤字である。

この事実は、対米貿易大幅黒字というナフタ推進派が広めているメキシコの工業国イメージとは大幅に乖離する。つまり、メキシコの工業製品輸出とは、そのインプットの大部分が輸入工業製品なのである。マキラがその典型であるが、マキラ産業の国内調達比率は、2.97%に過ぎない (労働力まで含めると、17%, Arroyo, p.8)。非マキラ工業部門でも、輸入比率が増加して、雇用労働力も含めた国内調達比率は、83年の91%から96年の37%にまで低下している。この貿易構造が、先に述べたメキシコ経済の非接合の大きな要因である。

3) メキシコの完成車輸出はほぼ100%外資である。2000年の生産台数113万台の内、輸出が70%、約79万台。Gereffi (2003): Table 6. 3参照。

要するに、輸出だけでなく、輸入をも考慮したメキシコの対外貿易収支は、80年代の黒字基調 (債務返済のための輸入抑制) から、90年代に赤字基調 (自由化による輸入の膨張) に転換した。メキシコは、ナフタの94年以降、ナフタ以外にも数々の自由貿易協定を締結し、国内市場を開放したため、輸入が激増したのである。それは国内産業の崩壊を意味している (Hart-Landsberg 2002: 19)。対米黒字 (メキシコの輸出の90%がアメリカ向け) が対アジアと対ヨーロッパの赤字によって、完全に相殺されてしまった (94年以来、各々、7倍と5倍に増加)。伝統的に黒字だった対カナダ貿易も赤字に転じた。対カナダ貿易は、ナフタ前の9年間は、8,000万ドルの年平均黒字であったが、ナフタ以降の9年間は、年平均4億ドルの赤字となった。

結局、ナフタによって、メキシコの生産的能力をおおいに損なう形で、貿易の量や流れが完全に変わり、かつ輸出増加を上回る輸入増加によって赤字基調となったのである。このことは、メキシコの成長戦略の将来にとって、重大な問題を提起していることを意味する。なぜなら、それは、メキシコ経済が成長すれば、貿易赤字が増すことを意味するからである。つまり、メキシコは、成長するためには、ますます多くの資源を輸出しなければならないのである。実際に、82-88年と95-97年の経済停滞期は貿易黒字で、89-94年と98-2002年の経済 (相対的) 成長期は、貿易赤字なのである。

貿易収支からさらに、経常収支に視野を広げると、また別の姿が浮かぶ。メキシコの対米貿易は黒字でも、対米経常勘定は大幅赤字なのである。対米だけでなく、メキシコの対世界についても同様である。

これらの諸問題はナフタ以前からあったのであって、ナフタに原因が帰せられないのではないかと、という反論があり得る。厳密に要因分析をすることは困難であるが、少なくとも、言いうことは、ナフタがこれらの要因を克服することに役立たなかったということであり、むしろ、激化したということである。

まず、原産地規制について。ナフタの原産地規制 (ナフタ協定第4章第401~403条) は、北米製であることを要件としており、必ずしも、メキシコ製であることを要件としていない。

メキシコのナショナルコンテンツが低いのは、国内品が競争力を欠いている

からであろうか。アローヨはそうでない具体的事例（多国籍企業が安いメキシコ製でなく、高い内部調達を行っているケース）をあげているが (Arroyo, p.10), そのようなことが発生する根拠は、ナフタ協定の規定そのものにある。すなわち、輸出企業は、調達に際して、公営企業のように、入札を義務付けられていないからである。結局のところ、自由貿易協定を推進した多国籍企業は、各国規制当局（議会や政府）の規制を逃れて、自らの企業内統合を世界的規模で推進することがその世界戦略にかなった目的なのであるから、必ずしも、その現地で最適の調達をする必然性がないのである。彼らの視野は、工場が立地する現地に局限されておらず、最適化戦略も現地の枠内で追求する必要はない。この意味で、国民経済を発展させるべき公営企業が、そのための政策的配慮を行うことを禁止されて入札を義務付けられるのに、そのような政策的配慮を行う必要のない民間（多国籍）企業が入札を義務付けられないのは、まったくもって、パラドクシカルである。「もし、競争がより安価な価格に導き、消費者を利するものであるならば、なぜ、大企業は入札を行って、供給者に競争を行わせないのであるか？」 (Arroyo, p.10) 答えは、真の目的が消費者を利する競争にあるのではなく、利潤の最大化にあって、したがって、企業は、企業（グループ）内での調達を選好するのであるということになる。

さらにナフタ規定は、外国投資に投資相手国の経済発展に貢献するようなパフォーマンス要求や行動基準を課すことを禁止することによって、これらのことを強化している。

より一般的に、ナフタ規定は、国家開発計画を遂行する各国政府の能力を極端に制限しており、すべてを市場諸力に委ねている。第3章 内国民待遇と市場アクセス、第10章 政府調達、第11章 投資、サービス、その他、第15章 競争政策、独占、国営企業などにこのことははっきりと表明されている。

したがって、これらのナフタ規定の下では、多国籍企業の利害は考慮されても、輸出国の利害は、全く考慮されないのである。ナフタ規定が、有機的な国民経済の解体、国民経済の連関のディリンキング（非接合）の強化に働いたと筆者が述べている所以である。

神話3. 外国投資：「大規模な外国投資の流入が発展への期待と機会を生み出す。」

94年から2002年までに、メキシコに流入した外国投資は、1,528億ドル（年平均約170億ドル）に達する。93年までの5年間の平均166億ドルよりやや多いレベルであるから、ナフタ以後、特に増加したということはないが、88年サリーナス改革以降の外資流入の流れはナフタによっていっそう継続されたということは確かである。しかも、ナフタ以前の流入が大部分証券投資であった（直接投資の比重は23.4%）のに比べて、ナフタ以後の流入の多くが（79.3%）直接投資であったことは、ナフタのねらい通りであったと言いうる。つまり、ナフタは、それ以前と同様に外国投資の流入をもたらししたが、多国籍企業を優遇し、誘致するというその意図通り、とりわけ、直接投資の増加をもたらししたのである。この神話の半分は間違っていないと言えよう。

この直接投資はどこに向かったのか？ 製造業(49.5%)、金融サービス(24.4%)、商業(10.8%)の基幹3部門に集中している（全体の85%）。エヒード改革で農地買収が可能になったにもかかわらず、農村への投資は皆無に等しい（全体の0.25%）。地理的にも、最も発展した地域（首都、メキシコ州、北部国境地域、モンテレイ）に集中し（90%以上）、農村や貧困地域にはほとんど全く向かっていない。いうまでもなく、ナフタの市場至上主義政策の帰結である。

そして、これらの大規模な直接投資の流入にもかかわらず、またそれによる輸出の急成長にもかかわらず、経済は先に見たように、ほとんど成長しなかった。いくつかの原因が考えられよう。(1)かなり（約2割）がM&Aであって、新規のグリーンフィールド投資ではないこと。したがって、単に既存メキシコ企業を外国企業に置き換えているだけであって、生産力の増強にはならない。極端な例として、2001年の外国直接投資総額の45%は、ただ1件（BanamexのCitigroupによる買収）が占めた。(2)マキラへの投資が圧倒的比重を占める。それはすでに述べたように、国民経済的連関を欠いている。(3)直接投資の労働節約的、輸入依存的性格の上に、M&A投資の場合、リストラ（事業の整理縮小）を伴って、労働者の解雇が行われる。(4)製造業部門だけでなく、金融自由化によって、金融部門への投資や投機の新たな魅力的な機会が外資に開かれ、

主要な産業部門だけでなく、銀行もまた外資支配になっている（主要銀行はすべて外資）。(5)商業部門でも、(経営危機に陥っている)一つを除いて、大規模商業チェーンはすべて外資に売り渡された。それらは輸出産業と大なり小なり結びついており、国民経済的生産連関を持っていない。「ナフタによって、メキシコは韓国を上回る工業基盤をもつことになろう」というメキシコ・コダック社長の言 (Sklair 2001: 100) は、幻と化している。

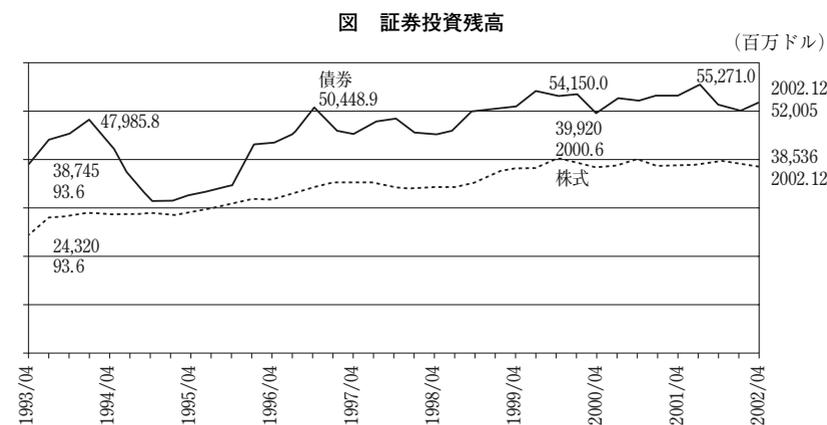
大規模な外国投資の流入はメキシコの投資率を高めたのだろうか？ 投資率（投資の対 GDP 比）は、70年代の30%から、低下している（別の統計では、94年の22%、2003年の18%へと大幅に低下している）。

結局、メキシコにおける外国直接投資は、メキシコ工業部門の競争力強化に役立っていないし、大規模な技術移転ももたらしていない。なぜなら、多国籍企業の世界戦略の中で、メキシコは、技術能力の優位ではなく、安価な賃金と天然資源の優位という位置付けしか与えられていないからである。そして、安価な賃金と豊かな天然資源に依存する発展戦略は、持続可能性を欠く。実際に、2001年以降、ペソ高と賃金上昇により、メキシコ・マキラからアジア（特に中国）への大規模な生産移転が発生しているのである (Hart-Landsberg 2002)。マキラ雇用労働者数の2001年以降の減少がそれを示している。

国民経済的観点から特に重要な自立的な技術力の強化という点で見れば、ナフタのマイナス面はいっそう明白になる。すでに見たように、第11章（多国籍企業保護規定ことに1106条のパフォーマンス規制の禁止条項）によって、産業政策手段（ローカルコンテンツ規制や技術移転要請など）は禁止されているのである。投資紛争の解決手段、労働者の権利擁護、投資の環境影響などについては後述する（二つの補論その他参照）。

証券投資についてはどうだろうか？

株式投資は増傾向にあるものの、公社債投資は年による変動が激しい（図参照）。それでも、93年12月の合計残高631億ドルに比べて、2002年12月の残高は、905.4億ドル（株式385億ドル、公社債520億ドル）と証券投資も、直接投資ほどではないにせよ、増えている。いうまでもなく、証券投資は直接投資に比べて流出入が激しいので、巨額の証券投資残高の存在は、メキシコ経済の対



(出所) Banco de México: Balance of Payments. Arroyo 2003: 15.

外脆弱性を端的に表わす。公社債残高520億ドル（ドル建て）という規模は、すでに94年危機前の額を上回るものであり、依然として、メキシコ経済が投機に脆い状態を克服できていないことを示している。IMF その他での様々な通貨危機予防の弥縫策（吾郷2003第3部参照）にもかかわらず、危機は内包されたままなのである。

当然といえば、当然なのであるが、ナフタ規定でも、証券投資の不安定性を防ぐ措置は一切規定されていない。ナフタでは資本移動の完全な自由が保証されていて、とりわけアジア通貨危機以後 IMF その他で議論が高まった弥縫策（基準の整備や透明性の向上、監督強化、情報開示など）すら、規定どころか言及すらされていない。ナフタが交渉されていた90年代初頭の時代背景は、90年代後半のアジア危機以後とは全く異なって、資本移動の自由化が万能視されていたのである。冒頭に筆者は、ナフタは〈資本の専制〉の頂点を体現すると述べたが、それはこの時代背景の下で可能となったことなのである。

したがって、ナフタ規定にホットマネー移動の規制がないどころか、メキシコでは実際には、投機を優遇する政策が取られていた（取られている）とすら言いうる。すなわち、株式投資収益には課税がされないし、収益の報告も義務付けられていない。この問題は、とりわけ前述の米 Citigroup による Banamex（メキシコ最大の商業銀行）買収に際しては、大きな社会的スキャンダルにさ

えなった。すなわち、94年危機に際して経営危機に陥った同行に対してメキシコ政府は公的資金を注入して救済した(安原2003参照)にもかかわらず、同行は結局シティグループに売却され、その売却収益(売却額125億ドル)に対して株主は、1ペソも税金を支払っていないからである。

結論すれば、大規模な外国投資の流入は、メキシコ経済の発展をもたらさなかったばかりか、地域格差などの諸々の格差を拡大し、国民経済の外国支配をもたらし、国内経済の生産連関の喪失を促進し、対外脆弱性を強めた。

神話4. 危機回復への貢献? :「ナフタのお陰で94年危機からの回復が早まった。」

メキシコ経済は94年テキーラ危機から今なお完全には回復していない。いかなる指標をもって回復というかが問題であるが、少なくとも、雇用は回復していないし(完全失業者総数は92年の81.9万人に対し、2003年は88.2万人に達する)、製造業労働者の平均実質賃金は、2003年に至っても93年水準を回復していない。

この間、大恐慌以来最悪の95年の不況と経済全体の流動性不足があったし、銀行システムの救済のまずさがGDP比15%もの不良債権を生んで、金融危機の潜在的可能性を常に秘めている。銀行システムの崩壊は、国内市場向け中小企業融資を困難とさせ、94年以後2000年までに民間への銀行貸出は実質で40%も下落し、国内産業と経済を困難に陥らせた(Hazrt-Landsberg 2002: 24)。アメリカが音頭をとった94年危機に対するIMF救済措置は、ナフタがあろうとなかろうと、いずれにしろ、行われていたであろう。すでにその時点で、メキシコ経済は深くアメリカ経済に統合され、米墨経済関係は高い統合度に達していたからである。

むしろ、ナフタの第21章(例外規定ことに第2104条の国際収支危機の場合)は、WTOの下で認められている緊急措置の使用を事実上禁じている。これらの緊急措置がとられていたなら、危機はもっと軽減されていたはずであるから、神話とは逆に、ナフタ規定が94年危機を激化させたとすら言うことができよう。

神話5. 経済安定化:「ナフタはマクロの経済安定に貢献した。」

2000年以降のインフレの鎮静化は、割高為替の設定と総需要の抑制(つまり賃金の抑圧と収縮的金融政策)の結果にすぎないのであって、ナフタとは関わらない。むしろ、ナフタの発足後、94年危機が来て、インフレが再発したのである。金融引き締めの結果、非金融部門への信用供与は、2003年で94年レベルの4割に落ち込んだ。財政は予定よりむしろ赤字が増加している。要するに、マクロ安定はナフタの有無とは全く関わらない。

神話6. 雇用と福祉:「ナフタは雇用機会、賃金の上昇、福祉の改善をもたらした。」

慢性的な失業や不安定な雇用は、メキシコの宿業であって、ナフタのせいでも、あるいは新自由主義のせいですら必ずしもないとも言えるのであるから、ここでの検討の焦点を主として、ナフタの下、メキシコは雇用問題を改善させたのか、悪化させたのかに絞ることにしよう。

ナフタ称讃派は、輸出産業で多くの雇用が創出されたと言う。しかし、ナフタによって国内生産が輸入に取って代わられたことによる雇用の喪失も見なければ、バランスを欠く。

メキシコの雇用統計は3種類ある。(1)都市(人口10万人以上)雇用全国調査。(2)フォーマル・セクターだけのIMSS調査。以上がいずれも部分的なのに対し、包括的なのは、(3)全国雇用調査(INEGI, Encuesta Nacional de Empleo)である。2003年以降クォーターリーで部門別、地域別に発表されているが、ただし、この調査の製造業部門は、大規模・中規模産業に片寄っている欠陥がある。しかし、以下では、主にこの調査の製造業部門のデータに依拠して、検討してみよう。すでに述べたように、かつてと異なって、製造業こそが今日のメキシコ経済の根幹をなしているからである。ナフタの9年間のメキシコの総輸出の87%、流入外国投資総額の半分(49.5%)は製造業部門が担った。

結論的に、ナフタの下で、称讃派が言うようには、「より多くの雇用も、よりよい雇用も」生み出されなかった(Arroyo 2003: 19)。

ナフタの9年間のメキシコ経済全体での雇用創出は8,073,201であった。読

者は大きな雇用が新たに生み出されたとの印象をもつかもしいない。しかし、もう少し、詳細に見てみる必要がある。まず、これはこの間の15歳以上 (15~62歳) の新規労働力に職を提供するのに必要な雇用の53.4%に過ぎなかった。つまり、労働市場への新規流入者の半分近くは失業したのである。しかも、生み出されたこれらの職も、低劣な職である。フォーマル部門だけをとりても、半分 (49.5%) が法律で保証されている社会保障、年末 (クリスマス) ボーナス、年10日の有給休暇のどれをも享受していない。2割以上は、週に35時間以内の低就業である。40%以上が非常に低い法定最低賃金 (2003年末1日41.53ペソ、3.7ドル) の2倍以内の低賃金しか受け取っていない。10%以上が最低賃金以下か全く受け取っていない。従業員5人以下のマイクロビジネスが今や、メキシコの新規雇用の半分以上を占める状況になっており (Salas 2002)、これらはいまでもなく、低所得で不安定な職種である。インフォーマル・セクター労働者の労働条件の悪さについては言うまでもない。

さらに、重要な点として、製造業部門の雇用は、ナフタ以前より9.4% (8.1万人) 減少した (1994年平均で139.4万人から2003年12月に126.6万人へ)。つまり、創出された雇用以上の雇用が (国内生産に輸入が取って代わることによって) 失われたのである! 製造業生産自体は、この9年間に40%成長したにもかかわらず。

生産性の上昇が雇用増加をもたらしていない可能性については、確かに、マキラ製造業部門では生産性は、この間、上昇 (53.6%) しているが、マキラ輸出部門では、それは低下している (5.2%)。

結局、輸出産業部門における生産の雇用連関の喪失 (Dussel Peters 2003: 261) が主要な原因であると筆者は結論付けたい (吾郷2004参照)。

他方で、同期間、労働報酬 (賃金、手当、社会保障を含む) は、実質36%低下した。同じく、93-99年に、最低賃金と製造業平均賃金の購買力は各々18%と21%低下し、製造業労働者の所得は9%低下した。労働生産性の上昇はそれに見合う賃金の増加をもたらさず、むしろ、労働分配率は低下したのである。総輸出の半分近く (45%) を占めるマキラの賃金は製造業平均賃金を40%も下回る (ジェレフィ Gereffi (2003: 200) はこの格差は縮小しているとしている

が)。2000年以降の労働報酬の上昇も93年以前の水準を回復するには至っていない。

ナフタは雇用の純増加をもたらさなかったばかりか、労働報酬の減少をもたらしたのである。

神話7. 貧困削減と環境保全: 「ナフタは貧困削減と環境保全に貢献する。」

70年代まで改善されてきたメキシコの貧困層比率は、80年代以来ほとんど変わらない (2000年の人口比で都市で32%、農村で55%はかなりよい方である)。基礎食料バスケットの2倍以下の所得の家計を貧困層と定義した比率では、1984年34%、94年36%、98年38%、2000年33%である。以上のデータだけでは、ナフタは、貧困を悪化させたとは言えないが、貧困削減に貢献したとも全く言えない。むしろ、以下のデータからは、ナフタは貧困を増加させたとすら言う。ジニ係数の変化は、1989年の0.536から94年の0.539、2000年の0.542へとむしろ悪化し、2002年に至ってようやく0.514と改善している⁴⁾ (別の統計⁵⁾ では、1984年の0.425から92年0.475、98年の0.476、2000年の0.481へと、いずれにしても悪化し、2002年によりやく0.454へ改善している)。貧困線 (貧困家計) の定義は、2000年の月額一人当たり所得で都市1330ペソ (142.1ドル)、農村831ペソ (88.8ドル) であるから、国民の約8割が低所得か貧困である。

戦後から1984年まで改善されてきた所得分配はそれ以後改善していない。むしろ悪化した。最富裕層20%の最貧層20%に対する所得の倍率は、81-93年平均の13.6倍から98年には17.0倍に増加している (1989年16.9倍、1994年17.4倍、2000年18.5倍、2002年15.5倍)。つまり、2000年まで格差は拡大してきたのである。都市家計の所得分配を見ると、最貧層20%と最上層20%は、各々、1984年の7.9%と41.2%から、94年の6.8%と49.6%、2000年の6.7%と49.0%へと悪化している。84年以降、貧困世帯絶対数は80%増加し、平均所得以下の国民が70%以上を占める (1989年74.2%、1994年73.1%、2000年73.2%)。地理的分極化も進んでいる (Salas 2002)。北部と北中部に対する南部の貧困、メキシ

4) ECLAC, Social Panorama 2001-2002. ここでの数値は、主にこれによる。

5) INEGI.

第2表 メキシコの間開発指標 (1993, 2002年)

	1993年	2002年
総合順位	48	53
出生時平均余命 (年令)	71.0	73.3
成人識字率 (15歳以上, %)	89.0	90.5
総就学率 (%)	65	74
一人当り GDP (PPP, ドル)	7,010	8,970
平均寿命指数	0.77	0.81
教育指数	0.81	0.85
GDP 指数	0.96	0.75
人間開発指数	0.845	0.802
一人当り GDP (PPP, ドル) 順位-総合順位	- 1	5

(出所) UNDP

コシティやグアダハラなどの伝統的工業センターの相対的地位の低下も進んでいる。農村の貧困は一般的で、移民は増加した。先住民族の子供の60%は栄養不良である。

UNDP の人間開発指数を見てみると、改善があったと言えるのかどうか、全く疑わしい (第2表参照)。

環境悪化のコストは、毎年 GDP の10%にも達し (Arroyo 2003: 18), GDP 成長率をはるかに上回っている。90-99年に森林面積は32%から28%に低下する一方で、一人当り CO₂排出量は3.7トンから3.9トンに増加した。

ナフタ協定第11章は、2000年のメタルクラッド事件 (補論1参照) が示すように、地域の環境保全ではなく、環境悪化に貢献している。

また、流入した多国籍企業の先進技術が環境を改善するという約束も全く疑問である。メキシコ製造業の大気汚染は、ナフタ以降倍増した (Gallagher 2000)。ギャラハーによれば、ナフタ発足前の論争が喧しかった時期には、工場への政府による環境検査は頻繁であったが、ナフタ協定の国会承認後は、検査は激減した、という。まことにもって、さもありなん。

最後に、ナフタ協定第17章知的所有権の規定の問題点についても言及しておきたい。ここではバイオパイラシーに焦点を当てる。イエローベーン特許事件 (補論2参照) が示すように、ナフタ協定第17章は知的所有権を保護し、共同体の権利については全く言及していない。WTO の TTIPs 協定はドーハ閣僚会

議で大きな焦点になったことが示すように、それ自体が企業の私的利潤を優先的に保護し、生命諸形態の「共」の本質、人間の健康、先住民や農民共同体の集合的遺産、生物多様性などを破壊するものとして、問題視されているが (吾郷2003第1章参照)、WTO の TTIPs 協定以上に、ナフタ協定の規定は疑問であり、危険である。なぜなら、協定第17章は、共同体の権利について言及していないばかりでなく、あらゆるものを私的所有権化し、しかもいかなる限定もないのである。第1709(3)条は、人間の遺伝子すら、知的所有権の対象から除いていない。ナフタ協定や WTO の TTIPs 協定は人類の未来を危険に曝すものであり、このような状況にあつては、バイオ探査に対する人々のレジスタンス闘争が強まる (Barreda 2003参照) ことは必定である。

補論1 メタルクラッド事件 (Bejarano 2003参照)

これは、サン・ルイス・ポトシ州グアダルカーサル地区のラ・ペドレーラ地区における米多国籍企業メタルクラッドの廃棄物処分場をめぐる投資紛争 (企業と州政府および住民との紛争) がナフタ協定によっていかに企業に有利に解決され、環境が破壊されたかを示す例証である。

メタルクラッドの投資は、ナフタの下での有害廃棄物管理の近代化のモデルと賞賛されたが、実際には、第11章 (投資保護規定) に基づく外国企業によるメキシコ政府への損害賠償訴訟の第1号となった。地方政府の廃棄物処分場再開禁止の決定がナフタの裁決によって、「不公正」とされ、メキシコ政府はメタルクラッドに1600万ドル以上の賠償金を支払ったからである。FTAA にも同様の投資保護規定が考えられている。

ラ・ペドレーラは自給作物と出稼ぎの典型的なメキシコ農村である。問題の発端は、80年代末にメキシコの廃棄物処理企業 (Coterin) が同地で有害廃棄物の違法投棄を始めたことに発する。海拔零メートル以下の有害廃棄物処分場は危険とされていたし、山に囲まれた狭い谷に立地するという不適切な条件にあつたにもかかわらず、同社は同処分場での操業を始めた。懸念されていた通り、91年に、豪雨によって数千バレルの有害物が流れ出し、近くの村 (El Huizache) の貯水地が汚染された。9月に、住民は実力行動に出て、3日間ト

ラックの荷下ろしを阻止し、10月に、州当局はついに処分場閉鎖を命じた。しかし、93年1月と8月に連邦政府は、再開許可を与えた。この連邦政府の動きは、論争の激しかったナフタ締結交渉のタイミングとぴったり合致している。特に、貿易と外国投資と環境との関係という争点に直接関わるものであった。それまでには、サン・ルイス・ポトシ自治大学の環境調査で、ラ・ペドレーラは地質的に処分場として不相当であると報告されていたし、州政府の命令によって処分場は閉鎖されていたにもかかわらず、連邦政府は、再開許可を与えたのであった。

93年10月に、メタルクラッドはコテリン社を買収し、94年末から95年3月にかけて環境監査が行われたが、形ばかりのいいかげんなものであったと言われている。94年に操業が再開され、廃棄物の投棄が始まり、やがて奇形児が生まれ出した。当初から政治的な疑惑は常に新聞紙上を賑わしていたが、かつての SEDUE (連邦政府都市開発・環境省) の高官が今はメタルクラッドの役員になっていることで、疑惑はさらに拡大した。住民たちは環境団体 (Pro San Luis Ecologico と Greenpeace-Mexico) の支援を要請したが、他方で、メタルクラッドは、まだ政府から正式の建築許可証をもらっていないにもかかわらず、95年3月10日に正式再開式典を開催すると発表した。さすがに、これにはワシントンのメキシコ領事館もメタルクラッドにその旨警告したほどであった。

95年6月に、グリーンピース他の環境団体は、メタルクラッドの法律違反その他さまざまな問題点の報告書を発表し、全国的、国際的なキャンペーンも広がりを見せた。州の市民運動は従来から活発であったが (97年には州知事候補ナヴァアを出すほど)、9月には、州、連邦役人への環境犯罪訴訟も提起された。96年1月グアダルカルサルスのムニシパル当局は、州政府の支援を得て、連邦環境当局とメタルクラッドの間の協定の無効確認訴訟を起こした。4年後の判決は、当局は個人の権利では訴訟できないと訴訟を棄却したが、しかし、他方で、係争中の操業の再開は認めなかった。グリーンピースも、協定を知って、3件の訴訟を提起した。

しかし、メタルクラッドには奥の手があった。97年1月、ついに、メタルクラッドはナフタ協定第11章の規定に基づいて、1.3億ドルの損害賠償訴訟を提

起した。対抗して、97年9月、州政府は一帯を自然保護区に指定 (大チワワ砂漠のサボテン、黒熊、ピューマ、鹿、猪など、遺跡も) したが、こうして、舞台は、ナフタの下での紛争解決メカニズムに移ることになった。

しかし、ナフタの下での紛争解決メカニズムは、きわめて非民主的なものである。規定上、それは、世銀の関連機関であり、ワシントンに本部のある国際投資紛争解決センター (International Center for the Settlement of Investment Disputes) での仲裁裁判によることになっている。ナフタ協定の投資保護規定の下では、結論は最初から明らかであったと言えよう。2000年8月30日に出た仲裁判決は、次のようなものであった。ムニシパル当局は、建設許可を出さないことによって、その権限を逸脱した (acted outside its authority)。したがって、第1105条 (fair and equal treatment)、第1110条 (de fact expropriation) に違反する「不公平」な取扱いであり、「間接的な収用」であるからして、メキシコ政府は、メタルクラッドに1,668.5万ドルを賠償として支払え。

明らかに不当な裁決であったため、メキシコ連邦政府も控訴して、カナダ BC 州最高裁で上級審がなされることになった。このメタルクラッド事件は、第11章で控訴された最初のケースとして、歴史的なものとなったが、2001年5月2日に出た判決は、仲裁裁決と同じであった。すなわち、差別的取扱いであるから、1,550万ドル払え。メキシコ政府は、カナダ最高裁への上訴を行わず、メタルクラッドに1,600万ドルを支払って和解した。土地は政府に引き渡され、政府が汚染除去費用を負担することとなった (800万ドルと計算)。

以上が、ナフタ協定第11章の投資保護規定のメキシコにとっての意味合いであるが、有名なカナダの例についても、簡単に言及しておきたい。1997年4月にカナダは自動車のガソリン添加財 MMT のアメリカからの輸入の禁止措置をとった。それに含有されているマンガンが健康に有害であり、アメリカのいくつかの州でも禁止されていたからである。即ち米輸出企業エチル (Ethyl) 社は2.5億ドルの損害賠償訴訟を提起したが、これはナフタの下でのこの種の訴訟の第1号であり、メキシコにおけるメタルクラッド訴訟の先例であった。パネルの設置が決まるや、カナダ政府は、裁判の進行を待たずに、MMT の輸入禁止をもたらした関連環境法を廃止し、1,300万ドルと訴訟費用の支払および

「MMT は安全である」との声明を発表することで、エチル社と和解し、同社は訴訟を取り下げた。

この事件がカナダおよび全世界の環境団体や市民団体に及ぼした衝撃はきわめて大きく、その後の投資保護規定に反対する世界的な動きを生み出し、当時進行中の OECD での密室の協議 MAI (多国間投資保護協定) を明るみにさらし、協定の締結を挫折させる原動力となった。またシアトルに始まる、その後の WTO 自由化交渉への市民社会の批判と発展途上国の反対をさらに強める重要な要因となった (投資は、いわゆるシンガポール事項の最も重要な項目の一つである)。

補論 2 イエロービーン特許事件 (Carlsen 2003参照)

1994年に、アメリカ・コロラド州の豆ブローカー・プロクター (Larry Proctor) 氏は、メキシコのソノラで種子を買い、それを使って、イエロービーンを栽培し、96年にアメリカで特許を申請し、99年にそれを取得した。この特許権は、彼の会社 (Pod-ners) に、エノラビーンと彼が名付けたマメの独占的販売権を与えるものであった。これによって、シナロアの農民達は、南カリフォルニアで自分達のマメを売ることはできなくなり、昔からのイエロービーンがもはや彼らのものではなくなったことを知った。

しかし、ロス・モチス (シナロア) の農民達は、この特許権と闘うことを決意した。1932年に創設され、会員数1,000人、30~100ヘクタールの灌漑耕地の中小農民からなる強力なりオ・フエルテ農民組合 (RFGA=Rio Fuerte Growers Association) は、プロクターの特許は、「メキシコの実験農場での永年に渉る研究の成果の剽窃である」として、闘うことにした。

9万トンの穀物倉庫を持ち、肥料、種子、燃料の分配サービスや経理サービスを行い、現物貸与も行う準信用機関などの機能を果たしてきた協同組合でもある農民組合に結集した農民達は、94年のナフタ発足に伴い、アメリカへの輸出に注目しはじめていた。言ってみれば、この RFGA は、零細農民や土地なし農民の多いメキシコの水準からすれば、かなり恵まれた中小農民からなる、商業的で、先進的な農民組合である。従来からロサンジェルス (カリフォルニ

ア)への輸出はしていたが、96年にツーソン (アリゾナ) の輸入業者ツツリ (Tutuli Produce) と組んで、99年までに4,000トンを輸出していた。アメリカ市場での価格は高く、メキシコより15~25%くらい有利だった。そこで彼らは輸出拡張を計画していたばかりだったのである。

農民組合が主張する「メキシコの実験農場での永年に渉る研究の成果」とは、次のような事情を指している。1970年代に、シナロアの栽培業者達が伝統的なイエロービーンの品質改善に乗り出した時、コロンビアの国際熱帯農業センターが品種改良と選択のサンプルを送ってきた。78年までに、メキシコの森林農業牧畜研究所の科学者達と農民達は、マヨコバと彼らが名付けたマメの品種をすでに生産していた。それはメキシコ北部では、急速に人気のある品種になっていった。

したがって、ナフタが輸出機会を開いた時、RFGA は用意ができていた。ツツリの巧な戦略もあり、イエロービーン輸出は、ナフタの下でのメキシコの非常に数少ない農産物輸出の成功物語の一つになりそうであったが、99年にプロクター氏が特許権侵害と特許料の支払を求めて、ツツリを提訴し、輸出は突然急停止した。ツツリは、逆提訴し、RFGA とメキシコ政府 (農業省) も訴訟に参加し、関係者すべて (国連までも) 巻き込んで、大論争に発展した。

振り返ってみるに、アメリカでの植物特許は1931年に始まる。その後、三つの判例 (1980年最高裁=遺伝子操作微生物特許、85年特許局決定=工業所有権でも保護、87年同決定=動物も含む) やゲノム計画などの科学的前進もあって、生命特許の申請は80年代以降爆発的に増加し、99年までに、600万件の特許が認められ、さらに300万件が審査待ちの状態と言われている。

このようななかで、エノラ特許は、植物特許慣行へいくつもの疑問を提起することになった。専門家の批判は、2年は、「新しい」品種を生み出すには短すぎるし、また、自然選択では、科学的革新は何もないから、特許に不適切であるというものである。ツツリの主張は、エノラには新しいものは何もない。このマメは、すでに30年代にアメリカに存在していたし、70年代にはメキシコでも普及していた、というものである。また農民の主張は、エノラはマヨコバと同じであるし、特許権による保護の範囲も、色そのものを保護しているのは

馬鹿げている、とした。

輸出の激減によって、シナロアでのイエローピーンの生産は激減した。98－99年の25万トンから2000年の9.6万トンへ。2000－2001年の輸出はゼロになった。

2000年12月20日に、国際熱帯農業センター（CIAT）は、特許の再審査を要求し、事前の文献開示がなされていないと指摘した。また CIAT に研究委託されている品種は特許できないから、エノラ特許は、国連（FAO）協定に違反しているとした。さらに CIAT の保有260種の内、6種がこの特許に関係しており、エノラ特許は将来の研究も妨げるとした。FAO（国連食糧農業機構）も、CIAT の異議申し立てを支持した。FAO と CIAT との取り決めによると、CIAT は生殖細胞質のコレクションを公共利益のために保有しなければならず、「所有権を主張したり、知的所有権を求めたり、してはならない。」またサンプルを善意の研究者や業者に提供しなければならない。CIAT は特許以前にこのマメはすでに存在していた事を証明し、公的流通を保証する努力を支持した。

もし、エノラ特許が認められるならば、農民の権利や「知識は公共のものである」とするこれまでの確立されてきた権利が疑問に付されることになる。エノラ特許は、アメリカのイエローピーンの研究と生産を終わらせるばかりでなく、CIAT 自身のイエローピーンの研究も終わらせる恐れがある。遺伝子配列や生物資源の特許は、科学研究におそるべき悪影響を及ぼしはじめているし、なによりも、人間の生命と健康に深刻な脅威を与えるものである。

公衆衛生や疾病予防の分野で、遺伝物質への特許権付与の動きは、科学研究と生命維持治療への患者のアクセスとの双方に致命的影響を与えている。エイズ治療薬をめぐる問題はすでに周知のことであるが、さらにあまり知られていない一例を挙げれば、結腸癌スクリーニング・テスト研究は、特許の存在によって、もはやできなくなっている。胸部癌の原因物質（BRCA 1）がソルトレーク市のミリアッド（Myriad Genetics）社によって、「所有」されているからである。テスト、モニタリング、予防を行うためには、患者は、2,500ドルを特許料として同社に支払わなければならない。クリントンが TRIPs 協定にしたがって、特許を17年から20年に延長しただけで、アメリカの消費者の負担は、

96－97年に処方せんなしの薬の価格だけで、12億ドルも増した。

2001年11月のローマでの FAO 会議は種子と農民の権利に関する国際条約を採択したが、アメリカと日本は棄権した。その内容は(1)35の基礎食糧（トウモロコシ、小麦、米、マメなど）と29の飼料作物の品種からの生殖細胞質へのアクセスを保証する多国間システムを樹立し、これらへの特許やいかなる形態の知的所有権の主張も認められないこと。(2)農民の種子の貯蔵、使用、交換、自分の農場に貯蔵された種子の販売、種子に関する伝統的知識の保護、これら資源からの利益への参加の権利を確立することを謳っている。

貧者に食糧を与えることと株主に利益を保証することは全く別のことであって、どちらを優先すべきかはかつては自明のことであった。新自由主義反革命以来、様々な分野において、自明のことが逆転しつつあるのである。

結論として、何世代にもわたって無名の農民達が発展させてきた遺伝物質に個別企業や個人が排他的独占権を主張しようとするものの誤りをエノラ（イエローピーン特許）事件は示している。世界の特許の95%は OECD 諸国民・企業が所有しているのであるから、特許権（知的所有権）の問題もまた、WTO への発展途上国と市民社会の反対を強め、そこでの自由化交渉の進展を困難にしている有力な要因である。

IV 結 び

アローヨが痛烈に批判したように（Arroyo 2003： 21）、ナフタは、その推進者達が主張した約束と目標の達成に失敗した。

メキシコの期待された経済成長を達成しなかったし、安定した成長も、より公平さを伴った持続的な成長も、達成しなかった。

低成長は大きな環境悪化のコストと天然資源の減耗を伴った。

それは、人間の生命や健康、共同体の発展、生物多様性の保持にも危険をもたらすものとなった。

それはより多くの雇用もよりよい仕事もつくり出さなかった。

反対に、それは国民経済の生産的連関の解体と、メキシコ経済の非国民経済

化を促進した (吾郷2004参照)。金融や商業はほとんどすべて外資 (多国籍企業) に支配され、大きな輸出企業の大部分も多国籍企業の多数支配となっている。

ナフタをその重要な一部とする新自由主義戦略は、本稿で述べた世界経済へのメキシコ経済の統合を支配するその規定と様式の故に、メキシコ経済の発展をもたらすものとはならなかった。輸出は、国民経済の生産的連関との非接合の故に、経済全体の成長のエンジンとはならなかったし (なによりも飛び地的な少数企業に集中した)、したがって広い範囲で雇用を生み出すことができなかったのである。外国直接投資の大きな流入はあったけれども、それも、既存企業の買収であったり、労働節約的であったりして、成長と雇用の創出には失敗した。

それは、新自由主義戦略が常にそうであるように、経済システムに極少数の勝者と圧倒的多数の敗者を生み出している。

以上を鑑みれば、ナフタは他の発展途上国が見習うべきモデルにはなり得ない。各国経済の、そして世界経済の未来は、ナフタ推進派が言うように、そして WTO 交渉推進派=自由貿易論者が言うように、市場諸力にもっぱら委ねられるべきではない。ナフタと WTO に象徴される企業グローバリゼーション支配下の「多国籍化された (発展途上国) 国家」のグローバリゼーション正当化言説は、自由貿易や効率や内外無差別待遇や環境保全といった新たな「地球公共財」であるといわれる (Moore 2004) が、その内実は、本稿で見たように、「新しく」もなければ、「公共財」ですらない。企業や個人の私的利潤の増加ではなく、住民と働く人々すべての幸福のためのローカル経済、国民経済、世界経済の発展のオルタナティブな政策が求められるべきであるという筆者の「古くて新しい」持論 (吾郷2003, Rodrik 1999参照) を再度強調して、結びとしたい。

参 考 文 献

Arroyo (2003): Alberto Arroyo, NAFTA in Mexico: Promises, Myths and Realities, In Hemispheric Social Alliance, Lessons from NAFTA, June 2003. www.asc-has.org.

- Barreda (2003): A. Barreda, Biopiracy, Bioprospecting and Resistance: Four Cases in Mexico, in Wise et al (2003).
- Bejarano (2003): Fernando Bejarano Gonzales, Investment, Sovereignty, and the Environment: The Metalclad Case and NAFTA's Chapter 11, in Wise et al (2003).
- Bello, W and Aileen Kwa (2004): G-20 Leaders Succumb to Divide-and-Rule Tactics: The Story behind Washington's Triumph in Geneva, Focus on Trade#103, Aug. 2004.
- Carlsen (2003): L. Carlsen, Biopiracy on the Border: The Battle for the Yellow Bean, in Wise et al (2003).
- Dussel Peters (2003): Enrique Dussel Peters, Industrial Policy and Structural Change in Mexico's Manufacturing Sector, in Middlebrook and Zepeda (2003).
- El-Agraa (1997): Ali M. El-Agraa, Economic Integration Worldwide, Macmillan, 1997.
- Gallagher (2000): K. Gallagher, Trade Liberalization and Industrial Pollution: Lessons for the FTAA, Tufts University, Global Development and Environment Institute, October 2000.
- Gereffi (2003): Gary Gereffi, Mexico's Industrial Development: Climbing Ahead or Falling Behind in the World Economy? in Middlebrook and Zepeda (2003).
- Hart-Landsberg (2002): M. Hart-Landsberg, Challenging Neoliberal Myths: A Critical Look at the Mexican Experience, Monthly Review, 54/7, 2002.
- IRC, November 2003 (www.americaspolicy.org)
- Katz (2002): Claudio Katz, FTAA, NACLA Report on the Americas, 35-4, Jan. -Feb. 2002.
- Low (1993): P. Low, Trading Free: The GATT and US Trade Policy, Twentieth Century Fund Press, 1993.
- Middlebrook and Zepeda (2003): K. J. Middlebrook and E. Zepeda, eds., Confronting Development: Assessing Mexico's Economic and Social Policy Challenges, Stanford University Press, 2003.
- Moore (2004): David Moore, The Second Age of the Third World: from primitive accumulation to global public goods?, Third World Quarterly, 25/1, 2004.
- Rodrik (1999): D. Rodrik, The New Global Economy and Developing Countries, John's Hopkins University Press 1999.
- Salas (2002): Carlos Salas, Mexico's Haves and Have-Nots: NAFTA Sharpens the Divide, NACLA Report on the Americas, 35/4, Jan. -Feb. 2002.
- Sklair (2001): Leslie Sklair, The Transnational Capitalist Class, Blackwell, 2001.
- Weintraub (1997): Sidney Weintraub, The North American Free Trade Agreement, in El-Agraa (1997).
- Wise et al (2003): Timothy A. Wise, Hilda Salazar and Laura Carlsen, eds., Confronting Globalization: Economic Integration and Popular Resistance in Mexico, Kumarian Press, 2003.
- 吾郷健二 グローバリゼーションと発展途上国 コモンズ, 2003年。
同 「アジアのラテンアメリカ化」再論 西南学院大学経済学論集 38/3, 2004年1月。
- 高懸雄治 ドル体制と NAFTA 青木書店 1995年。
- 細野昭雄 APECと NAFTA 有斐閣 1995年。
- 安原毅 メキシコ経済の金融不安定性 新評論 2003年。

あとがき: 本稿は、愛知大学国際問題研究所主催のワークショップ「グローバリゼーションとソーシャル・セーフティ・ネット」(2004年3月9日同大)における筆者の報告

草稿を全面的に書き直したものである。同大経済学部保住敏彦教授を初めとする諸先生方に感謝する。

K. Ago, Myths of NAFTA and the 10 Years of Mexican Economy, paper presented at the Workshop, Aichi University, March 9, 2004.

Abstract

NAFTA means the opening of the Mexican Economy towards the world and especially the US, that equals the renunciation of building up the Mexican economy as a national economy. The 10 years of NAFTA did not bring about, to the contrary of what its proponents preached, economic growth or popular welfare, nor economic self-empowerment. The results come essentially from the character of the neoliberal policies put into effect in Mexico since 1980s, especially under the Salinas and Sedillo Administrations. In this presentation, I try to verify my arguments in terms of growth rate, trade, investment, technology, jobs, welfare and so on.